

令和3年10月25日

関係団体 各位

島根労働局

令和3年度「過重労働解消キャンペーン」及び「しわ寄せ防止キャンペーン」に関する資料等の送付について（周知等ご協力をお願い）

労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、島根労働局では、過労死等防止対策推進法において「過労死等防止啓発月間」とされている11月について、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知・啓発等を行うこととしています。

また、労働時間等設定改善法の改正により、事業主に対し、他の事業主との取引において長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮に努めることが必要となったこと等を踏まえ、中小企業庁等と連携の上、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン」月間として集中的な周知・啓発等を行うこととしています。

つきましては、「過重労働解消キャンペーン」及び「しわ寄せ防止キャンペーン」に関する取組等についての関係資料（パンフレット等）を下記のとおりお送りしますので、貴団体会員事業主の方等への周知・啓発にご協力をよろしくお願ひします。

なお、お送りする資料等につきまして、ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

記

1 「過重労働解消キャンペーン」関係

- ① 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
- ② 目指すゴールは、過重労働ゼロ

2 「しわ寄せ防止キャンペーン」関係

- ① 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。（ポスター）
- ② 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。（パンフレット）
- ③ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注などはやめましょう。

（資料等に関するお問い合わせ先）

- 1 島根労働局労働基準部監督課
TEL：0852-31-1156 FAX：0852-31-1163
- 2、3 島根労働局雇用環境・均等室
TEL：0852-31-1161 FAX：0852-31-1505